

相続手続きにおける保証債務と債務控除

相続税の税務調査において、次のケースは是認されるでしょうか。

相続人 B は、死亡した父親(A)が経営していた甲社を主債務者とする銀行借入金に係る連帯保証債務を承継した。したがって、その連帯保証債務額を債務控除の対象とした。

《詳細状況》

イ 甲社は5年以上前から債務超過の状態にあり、相続開始時には、Aを連帯保証人とする多額の銀行借入金があった。

ロ 銀行借入金の返済が5年前から滞り出したことから、銀行との間で再建計画を立て、それにしたがって同社の所有資産を売却する等しながら、追加融資を受けて相続開始時も事業を継続していた。

ハ Aは、銀行借入金返済に係る協議を重ねる状況の中で急死した。

【結論】

Bの申告は、否認される。

甲社は弁済不能の状態にはないと判断されるからです。

【解説】

相続税法は、相続又は遺贈により取得した財産の価額から、被相続人の債務で相続開始の際に現に存在するものを控除して相続税の課税価格を計算することとしています(相続税法第13条)。債務控除の対象となる債務は、确实と認められるものに限られます(相続税法第14条)。

債務が确实であるかどうかは、必ずしも書面の証拠があることを要せず、また、債務の金額が確定していなくとも当該債務の存在が确实と認められるものについては、相続開始時の現況によって确实と認められる範囲の金額だけを控除することができます(相続税法基本通達14-1)。

確実と認められる範囲については、その履行の確実性が問題となるわけですが、**保証債務**及び**連帯債務**については、次のように取り扱われます。(相続税法基本通達 14-3)。



☆ 保証債務については、控除しないこと。ただし、主たる債務者が弁済不能の状態にあるため、保証債務者がその債務を履行しなければならない場合で、かつ、主たる債務者に求償して返還を受ける見込みがない場合には、主たる債務者が弁済不能の部分の金額は、当該保証債務者の債務として控除すること。

☆ 連帯債務については、連帯債務者のうちで債務控除を受けようとする者の負担すべき金額が明らかとなっている場合には、当該負担金額を控除し、連帯債務者のうちに弁済不能の状態にある者があり、かつ、求償して弁済を受ける見込みがなく、当該弁済不能者の負担部分をも負担しなければならないと認められる場合には、その負担しなければならないと認められる部分の金額も当該債務控除を受けようとする者の負担部分として控除すること。

【否認されないためには】

相続開始時において、主たる債務者である甲社がその債務を弁済することができない状態にあったか否かが、本ケースのポイントでした。

◀ 詳細状況 ▶ ロが次のような状況であったら、是認されたと思われます。

ロ 銀行借入金の返済が 5 年前から滞り、相続開始時、同社の事業は事実上休止の状態であった。他の銀行から融資を受けられる見込みもなく、再起の目途が立たない状況であった。